

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 1月15日

【発行者の名称】 韓国石油公社
(Korea National Oil Corporation)

【代表者の役職氏名】 梁 修榮 (Su Yeong Yang)
総裁兼最高経営責任者
(President and Chief Executive Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年12月26日付で提出した有価証券届出書（平成31年1月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、第一部 証券情報に記載した、第1回韓国石油公社円貨債券（2019）および第3回韓国石油公社円貨債券（2019）の募集を取り止めることとなり、これに伴い、第2回韓国石油公社円貨債券（2019）の回号を変更し、第1回韓国石油公社円貨債券（2019）とすることとなり、また同債券に関する最終格付を取得しましたので、関連事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集債券に関する基本事項

第5 その他の記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

（訂正前）

本「第1 募集債券に関する基本事項」には、3本の異なる種類の債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、第1回韓国石油公社円貨債券(2019)（以下「第1回円貨債券」という。）、第2回韓国石油公社円貨債券(2019)（以下「第2回円貨債券」という。）および第3回韓国石油公社円貨債券(2019)（以下「第3回円貨債券」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの債券ごとに記載内容を分けて記載している。

その場合、＜第1回円貨債券＞、＜第2回円貨債券＞および＜第3回円貨債券＞の見出しの下に記載された「本債券」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨債券、第2回円貨債券および第3回円貨債券にかかる用語を指し、いずれかの種類の債券に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の債券に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら3本の債券、それぞれの債券の債権者およびそれぞれの債券の要項は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」および「債券の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの債券が同一種類の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの債券に従った当該債券に基づく権利を有する。

本書に記載されているとおり、発行者は、3本の債券を同時に起債する予定であるが、本債券の需要状況を勘案したうえで、その1本または2本について、本書に係る届出が効力を生じる日までに募集を取止める可能性がある。

< 中略 >

2【募集要項】

< 第1回円貨債券 >

債券の名称	第1回韓国石油公社円貨債券（2019）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	100億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	100億円（予定） （注2）	利率	未定 （年0.01%ないし0.60%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2021年1月22日（注4）	申込期間	2019年1月16日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2019年1月22日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本における本店および各支店		

（注1） 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義する。）として行為する機構（下記「振替機関」に定義する。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

（注2） 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定さ

れ有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件をもとに、需要状況を勘案のうえ、2019年1月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に応じて変更されることがある。償還期限が変更された場合、これに応じて下記「3 利息支払の方法」に記載する利払期日も変更されることがある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案して繰延べられることがある。最大に繰延べられた場合、申込期間は1週間繰延べられることがある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に応じて変更されることがある。

< 第2回円貨債券 >

債券の名称	第2回韓国石油公社円貨債券（2019）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	100億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	100億円（予定） （注2）	利率	未定 （年0.04%ないし0.64%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2022年1月21日（注4）	申込期間	2019年1月16日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2019年1月22日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本における本店および各支店		

(注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義する。）として行為する機構（下記「振替機関」に定義する。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件をもとに、需要状況を勘案のうえ、2019年1月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に応じて変更されることがある。償還期限が変更された場合、これに応じて下記「3 利息支払の方法」に記載する利払期日も変更されることがある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案して繰延べられることがある。最大に繰延べられた場合、申込期間は1週間繰延べられることがある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に応じて変更されることがある。

< 第3回円貨債券 >

債券の名称	第3回韓国石油公社円貨債券（2019）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	100億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	100億円（予定） （注2）	利率	未定 （年0.15%ないし0.75%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2024年1月22日（注4）	申込期間	2019年1月16日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2019年1月22日（注6）

申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本における本店および各支店
--------	-------------------------------

- (注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義する。）として行為する機構（下記「振替機関」に定義する。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。
- (注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- (注3) 利率は、上記の仮条件をもとに、需要状況を勘案のうえ、2019年1月中旬頃に決定される予定である。
- (注4) 償還期限は、払込期日の変更に応じて変更されることがある。償還期限が変更された場合、これに応じて下記「3 利息支払の方法」に記載する利払期日も変更されることがある。
- (注5) 申込期間は、需要状況を勘案して繰延べられることがある。最大に繰延べられた場合、申込期間は1週間繰延べられることがある。
- (注6) 払込期日は、申込期間の変更に応じて変更されることがある。

引受けの契約の内容

< 第1回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
合計		

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で条件決定日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受され、一般に募集される。上記以外の元引受の条件は未定であるが、本債券の条件決定日に発行条件とともに決定される予定である。

< 第2回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
合計		

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で条件決定日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受され、一般に募集される。上記以外の元引受の条件は未定であるが、本債券の条件決定日に発行条件とともに決定される予定である。

< 第3回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
合計		10,000(予定)

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で条件決定日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受され、一般に募集される。上記以外の元引受の条件は未定であるが、本債券の条件決定日に発行条件とともに決定される予定である。

< 中略 >

信用格付

< 中略 >

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

本債券に関する最終格付は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)およびS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。) (これらはすべて信用格付業者として登録されていない(これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。))から条件決定日に付与される予定である。

< 中略 >

3【利息支払の方法】

< 第1回円貨債券 >

本債券の利息は2019年1月23日(当日を含む。)からこれを付し、毎年1月22日および7月22日の2回、おのおのその日(当日を含む。)までの6カ月分を日本円で支払う。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。本「3 利息支払の方法 - < 第1回円貨債券 >」に定める各利払日を、以下「利払期日」という。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、当該償還期日(当日を含まない。)から償還が実際に行われる日(当日を含む。)までの期間中の実日数につき、上記利率に定める利率による利息(年365日の日割計算による。)を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人(機構の業務規程に基づく支払代理人としての資格において行為する。)が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者(機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。)に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は財務代理人が公告を行った日から起算して14日を超えない。

< 第2回円貨債券 >

本債券の利息は2019年1月23日（当日を含む。）からこれを付し、毎年1月22日および7月22日の2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で支払う。ただし、2021年7月23日（その日を含む。）から2022年1月21日（その日を含む。）までの期間にかかる利息は2022年1月21日に支払われる。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。本「3 利息支払の方法 - < 第2回円貨債券 >」に定める各利払日を、以下「利払期日」という。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）から償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、上記利率に定める利率による利息（年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人（機構の業務規程に基づく支払代理人としての資格において行為する。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は財務代理人が公告を行った日から起算して14日を超えない。

< 第3回円貨債券 >

本債券の利息は2019年1月23日（当日を含む。）からこれを付し、毎年1月22日および7月22日の2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で支払う。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。本「3 利息支払の方法 - < 第3回円貨債券 >」に定める各利払日を、以下「利払期日」という。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）から償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、上記利率に定める利率による利息（年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人（機構の業務規程に基づく支払代理人としての資格において行為する。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は財務代理人が公告を行った日から起算して14日を超えない。

4【償還の方法】

(1) 満期償還

< 第1回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、2021年1月22日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

< 第2回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、2022年1月21日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

< 第3回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、2024年1月22日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

(2) 税制変更による償還

< 第1回円貨債券 >

()課税管轄(下記「9 課税上の取扱い - (2)」において定義する。)の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公定解釈の変更(かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。)の結果、発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選択により、本債権者に30日以上前かつ60日以内の公告をして(かかる公告は取消不能とする。)、2020年1月22日以降いつでも、本債券の全額(一部は不可)を本債券の金額の100%で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額(一部は不可)を本債券の金額の100%(2020年1月22日より前に償還を行う場合には本債券の金額の100.25%)で償還までの経過利息とともに(ただし、当該法令に従う。)償還する。かかる償還は、可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2) - <第1回円貨債券>」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2) - <第1回円貨債券>」に従って本債券を償還する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2) - <第1回円貨債券>」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠(発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。)についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授權された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、翻訳証明付きの日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2) - <第1回円貨債券>」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2) - <第1回円貨債券>」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2) - <第1回円貨債券>」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2) - <第1回円貨債券>」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

<第2回円貨債券>

()課税管轄(下記「9 課税上の取扱い - (2)」において定義する。)の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公定解釈の変更(かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。)の結果、発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選択により、本債権者に30日以上前かつ60日以内の公告をして(かかる公告は取消不能とする。)、2020年1月22日以降いつでも、本債券の全額(一部は不可)を以下の償還価額で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

2020年1月22日から2021年1月21日まで	本債券の金額の100.25%
2021年1月22日以降	本債券の金額の100.00%

発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額（一部は不可）を上記の償還価額（2020年1月22日より前に償還を行う場合には本債券の金額の100.50%）で償還までの経過利息とともに（ただし、当該法令に従う。）償還する。かかる償還は、可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2) - <第2回円貨債券>」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2) - <第2回円貨債券>」に従って本債券を償還する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2) - <第2回円貨債券>」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠（発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。）についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授權された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、翻訳証明付きの日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2) - <第2回円貨債券>」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2) - <第2回円貨債券>」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2) - <第2回円貨債券>」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2) - <第2回円貨債券>」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

<第3回円貨債券>

()課税管轄（下記「9 課税上の取扱い - (2)」において定義する。）の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公定解釈の変更（かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。）の結果、発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選択により、本債権者に30日以上前かつ60日以内の公告をして（かかる公告は取消不能とする。）、2020年1月22日以降いつでも、本債券の全額（一部は不可）を以下の償還価額で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

2020年1月22日から2021年1月21日まで	本債券の金額の100.75%
2021年1月22日から2022年1月21日まで	本債券の金額の100.50%
2022年1月22日から2023年1月21日まで	本債券の金額の100.25%
2023年1月22日以降	本債券の金額の100.00%

発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額(一部は不可)を上記の償還価額(2020年1月22日より前に償還を行う場合には本債券の金額の101.00%)で償還までの経過利息とともに(ただし、当該法令に従う。)償還する。かかる償還は、可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2) - <第3回円貨債券>」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2) - <第3回円貨債券>」に従って本債券を償還する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2) - <第3回円貨債券>」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠(発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。)についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授權された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、翻訳証明付きの日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2) - <第3回円貨債券>」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2) - <第3回円貨債券>」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2) - <第3回円貨債券>」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2) - <第3回円貨債券>」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

<後略>

（訂正後）

（注）3本の債券について記載することに関する説明を削除します。

以下は、第1回韓国石油公社円貨債券（2019）（以下「本債券」という。）についての記載であり、「本債権者」とは、本債券の債権者を指す。

< 中略 >

2【募集要項】

債券の名称	第1回韓国石油公社円貨債券（2019）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	100億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	100億円（予定） （注2）	利率	未定 （年0.04%ないし0.64%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2022年1月21日（注4）	申込期間	2019年1月16日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2019年1月22日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本における本店および各支店		

（注1）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義する。）として行為する機構（下記「振替機関」に定義する。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

（注2）上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件をもとに、需要状況を勘案のうえ、2019年1月中旬頃に決定される予定である。

（注4）償還期限は、払込期日の変更に応じて変更されることがある。償還期限が変更された場合、これに応じて下記「3 利息支払の方法」に記載する利払期日も変更されることがある。

（注5）申込期間は、需要状況を勘案して繰延べられることがある。最大に繰延べられた場合、申込期間は1週間繰延べられることがある。

（注6）払込期日は、申込期間の変更に応じて変更されることがある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
合計		10,000(予定)

元引受の条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で条件決定日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受され、一般に募集される。上記以外の元引受の条件は未定であるが、本債券の条件決定日に発行条件とともに決定される予定である。

< 中略 >

信用格付

< 中略 >

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

本債券に関する最終格付は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からAa2の格付を、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAAの格付を、2019年1月10日付でそれぞれ取得している。ムーディーズおよびS&Pはすべて信用格付業者として登録されていない(これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。)

< 中略 >

3【利息支払の方法】

本債券の利息は2019年1月23日(当日を含む。)からこれを付し、毎年1月22日および7月22日の2回、おのおのその日(当日を含む。)までの6カ月分を日本円で支払う。ただし、2021年7月23日(その日を含む。)から2022年1月21日(その日を含む。)までの期間にかかる利息は2022年1月21日に支払われる。6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。本「3 利息支払の方法」に定める各利払日を、以下「利払期日」という。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、当該償還期日(当日を含まない。)から償還が実際に行われる日(当日を含む。)までの期間中の実日数につき、上記利率に定める利率による利息(年365日の日割計算による。)を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人(機構の業務規程に基づく支払代理人としての資格において行為する。)が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者(機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。)に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実務上可能でない場合は、当該期間は財務代理人が公告を行った日から起算して14日を超えない。

4【償還の方法】

(1) 満期償還

本債券は、それまでに償還または買入消却されない限り、2022年1月21日に本債券の金額の100.00%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は、本債券の元金または利息の全部または一部を期限前に償還または弁済することはできない。

(2) 税制変更による償還

()課税管轄(下記「9 課税上の取扱い - (2)」において定義する。)の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公定解釈の変更(かかる変更または改正は本債券発行日より後に効力を生じる場合に限る。)の結果、発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、発行者は、その選択により、本債権者に30日以上かつ60日以内の公告をして(かかる公告は取消不能とする。)、2020年1月22日以降いつでも、本債券の全額(一部は不可)を以下の償還価額で償還までの経過利息とともに繰上償還することができる。ただし、かかる償還公告は、発行者が、もし本債券に係る支払についてその支払期限が到来していればかかる追加額を支払う義務を負うであろう最も早い日に先立つ90日より前に行うことはできない。

2020年1月22日から2021年1月21日まで	本債券の金額の100.25%
2021年1月22日以降	本債券の金額の100.00%

発行者が下記「9 課税上の取扱い - (2)」に従って追加額の支払義務を負うこととなったにもかかわらず、その時に効力を有する韓国の法令が発行者のかかる追加額全額の支払を認めない場合、発行者は、本債券の全額(一部は不可)を上記の償還価額(2020年1月22日より前に償還を行う場合には本債券の金額の100.50%)で償還までの経過利息とともに(ただし、当該法令に従う。)償還する。かかる償還は、可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も、(x)当該法令が効力を生じることとなる日、または(y)発行者が当該追加額の支払義務を負うこととなる日のいずれか遅い方の日から40日以内にこれを行わなければならない。その場合、発行者は本債権者に対して遅くともかかる償還予定日の14日前に公告を行う。

本「4 償還の方法 - (2)」に基づく償還公告を行う前に、発行者は()発行者がかかる追加額の支払義務を負う旨または負うこととなる旨、()発行者は本「4 償還の方法 - (2)」に従って本債券を償還する選択をするかまたは償還義務を負う旨、()償還期日、および()本「4 償還の方法 - (2)」の規定に基づく発行者の償還権または償還義務が生じた根拠(発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる追加額の支払義務を回避できない状況を含む。)についての合理的範囲の説明を記載し、発行者の適法に授権された役員1名が署名した証明書を、上記()および()に記載した事項を確認する社外法律顧問の意見書とともに財務代理人に交付する。かかる証明書および意見書は、英文にて作成され、翻訳証明付きの日本語訳とともに償還予定日の30日前までに交付される。

発行者は、下記「9 課税上の取扱い - (2)」に定める追加額を支払う場合、またはかかる支払に代えて本「4 償還の方法 - (2)」に定める本債券の償還を決定した場合、機構の業務規程に従って財務代理人が速やかにその旨を機構に通知するようにさせる。

本「4 償還の方法 - (2)」に従い財務代理人に交付された上記の証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1カ月後までの間その本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。ただし、謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「4 償還の方法 - (2)」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本書第一部において、本債券の元金には、本「4 償還の方法 - (2)」に基づき支払われるべきプレミアムがあれば、これを含む。

< 後略 >

第5【その他の記載事項】

(訂正前)

本債券の募集に関する債券発行届出目論見書の表紙に発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに各共同主幹事会社の名称を記載する。

<後略>

(訂正後)

本債券の募集に関する債券発行届出目論見書の表紙に発行者のロゴおよび名称、本債券の名称、各共同主幹事会社の名称ならびに以下の文言を記載する。

「(注)第1回韓国石油公社円貨債券(2019)および第3回韓国石油公社円貨債券(2019)の募集は取り止め、これに伴い、第2回韓国石油公社円貨債券(2019)の回号を第1回韓国石油公社円貨債券(2019)に変更しております。」

<後略>